○越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、既存建築物の耐震化を促進し、震災時の建築物倒壊による被害の軽減を図るため、越谷市建築物耐震改修促進計画に基づき、市内における木造一戸建て住宅及びマンション（マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成１４年法律第７８号）第２条第１項第１号に規定するマンションをいう。以下同じ。）の耐震改修に対して、予算の範囲内で補助金を交付することについて、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成８年規則第３１号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象耐震改修）

第２条　補助の対象となる耐震改修は、次に掲げるものとする。

（１）　耐震診断による安全性の総合評価が１．０未満の木造一戸建て住宅に対し、当該総合評価が１．０以上になるように補強を行う一般耐震改修

（２）　耐震診断による安全性の総合評価が１．０未満の木造一戸建て住宅に対し、当該住宅が倒壊しても安全な空間が確保できる耐震シェルター又は防災ベッドのいずれかの設置を行う簡易改修

（３）　次に掲げるマンションの区分に応じ、それぞれ次に定める改修を行うマンション耐震改修

ア　鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造マンション　各階の構造耐震指標が０．６以上になるように行う耐震改修

イ　壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造マンション　構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が低いと判断されるように補強を行う耐震改修

（耐震改修を行う者の要件）

第３条　前条第１号に規定する一般耐震改修（以下「一般耐震改修」という。）を行う者は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第３項に規定する建設業者で、原則として市内に営業所を有するものとする。

２　前条第２号に規定する簡易耐震改修（以下「簡易耐震改修」という。）を行う者は、市長が別に指定する者とする。

３　前条第３号に規定するマンション耐震改修（以下「マンション耐震改修」という。）を行う者は、建設業法第２条第３項に規定する建設業者とする。

（補助金の交付対象者）

第４条　耐震改修に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる耐震改修の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

（１）　一般耐震改修及び簡易耐震改修　平成１２年５月３１日以前の耐震基準に基づき建築された木造在来工法２階建て以下の一戸建て住宅で、次の要件のいずれにも該当するものの所有者（個人に限る。）

ア　耐震診断による安全性の総合評価が１．０未満であり、倒壊の危険性があると判断されていること。

イ　過去にこの要綱に基づく補助金の交付による一般耐震改修又は簡易耐震改修が行われていないこと。

（２）　マンション耐震改修　昭和５６年５月３１日以前の耐震基準に基づき建築されたマンションで、次の要件のいずれにも該当するものの管理組合（集会においてマンション耐震改修の実施に係る決議がなされている管理組合に限る。）

ア　地階を除く階数が３以上であること。

イ　延べ面積が１，０００平方メートル以上であること。

ウ　居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の５分の４以上であること。

エ　住戸の区分所有者の３分の２以上が現に居住していること。

２　前項の規定にかかわらず、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）又は建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）に違反していることが明らかである住宅の所有者又はマンションの管理組合は、補助金の交付を受けることができない。

（補助金の交付額等）

第５条　補助金の交付額は、次の各号に掲げる耐震改修の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

（１）　一般耐震改修　一般耐震改修に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の２３パーセントに相当する額（１００円未満切捨て）とし、５００，０００円（昭和５６年６月１日から平成１２年５月３１日までの間の耐震基準に基づき建築されたものにあっては、３００，０００円）を限度とする。

（２）　簡易耐震改修　簡易耐震改修に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の２３パーセントに相当する額（１００円未満切捨て）とし、２００，０００円を限度とする。

（３）　マンション耐震改修　マンション耐震改修に要した費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）（当該改修のうち居住の用に供する部分の床面積の合計に１平方メートル当たり４９，３００円（免震工法等特殊な工法による場合は１平方メートル当たり８２，３００円）を乗じて得た額を限度とする。）の２３パーセントに相当する額（１００円未満切捨て）とし、当該マンションの住戸の数に２００，０００円を乗じて得た額を限度とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、耐震改修を行う前に、越谷市既存建築物耐震改修補助金交付申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

２　一般耐震改修及び簡易耐震改修に係る申請者は、前項の申請書に次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　耐震診断結果報告書

（２）　耐震改修工事計画書

（３）　耐震改修工事の見積書

３　マンション耐震改修に係る申請者は、第１項の申請書に前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（１）　登記事項証明書、固定資産評価証明書等のマンションの区分所有者及び建築年を証明することのできる書類

（２）　住戸の区分所有者の３分の２以上が現に居住していることを確認することのできる書類

（３）　管理組合の集会において耐震改修工事の決議がなされていることを証明することのできる書類

（４）　耐震改修設計について公的機関等の判定の結果が記載された書類

４　市長は、申請者に対し、前２項に規定するもののほか、補助金の交付に関し必要な書類の提出を求めることができる。

（補助金交付の適合決定等）

第７条　市長は、前条の規定による申請があった場合は、当該申請の内容を審査し、補助金の交付要件に適合すると認めるときは、越谷市既存建築物耐震改修補助金交付適合通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の規定による申請内容の審査により、補助金の交付要件に適合しないと認めるときは、越谷市既存建築物耐震改修補助金交付不適合通知書（第３号様式）により申請者に通知するものとする。

３　第１項の規定により補助金の交付要件に適合すると認められた申請者（以下「補助対象者」という。）は、通知書を受け取ったときは、速や

かに第３条に規定する耐震改修を行う者と当該耐震改修工事に係る工事請負契約を締結し、越谷市既存建築物耐震改修契約締結報告書（第３号様式の２）を市長に提出しなければならない。

（耐震改修の内容変更等）

第８条　補助対象者は、耐震改修の内容を変更するときは、越谷市既存建築物耐震改修内容変更届（第４号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

２　補助対象者は、耐震改修を取りやめるときは、越谷市既存建築物耐震改修取りやめ届（第５号様式）により、速やかに市長に届け出なければならない。

（耐震改修の完了報告）

第９条　補助対象者は、耐震改修が完了したときは、越谷市既存建築物耐震改修完了報告書（第６号様式）に次に掲げる書類（簡易耐震改修の場合にあっては、第２号に掲げるものを除く。）を添付して、速やかに市長に報告しなければならない。

（１）　耐震改修工事施工箇所の写真

（２）　耐震改修工事を行った建設業者の建設業許可書の写し

（３）　耐震改修工事に係る工事請負契約書の写し（契約の変更が生じた場合に限る。）

（４）　耐震改修工事費用内訳書

２　市長は、前項の規定による報告があったときは、当該報告の内容を審査するものとする。この場合において、市長は、審査のために必要と認めるときは、市の建築主事等に耐震改修を行った住宅又はマンションの実地検査を行わせることができるものとする。

３　市長は、前項の規定による報告内容の審査の結果、耐震改修が適正に行われたと認めるときは、補助金の交付額を決定し、越谷市既存建築物耐震改修補助金交付額決定通知書（第７号様式）により、補助対象者に

通知するものとする。

４　第２項の規定による報告内容の審査の結果、耐震改修が補助金の交付要件に適合しないと認める場合については、第７条第２項の規定を準用する。この場合において、同条第２項中「前項の規定による申請内容の審査」とあるのは「第２項の規定による報告内容の審査」と、「申請者」とあるのは「補助対象者」と読み替えるものとする。

５　第３項の通知書を受け取った補助対象者は、請求書に当該通知書の写しを添付して、市長に補助金の交付を請求するものとする。

６　市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助対象者に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第１０条　市長は、この要綱による補助金の交付を受けた者が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（１）　虚偽その他の不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（２）　その他市長が補助金の交付を不適当と認めるとき。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成１８年１０月１日から施行する。

（平成２４年度において実施する一般耐震改修に係る補助金に関する特例）

２　平成２４年度において実施する一般耐震改修に関する第５条第１項第１号アの規定の適用については、同号ア中「２００，０００円」とあるのは、「３００，０００円を限度とし、市長が定める額」とする。この場合において、第２号様式中「

ア　一般耐震改修に要した費用の２３％に相当する額（２０
修　　０，０００円を限度）
」とあるのは、「
ア　一般耐震改修に要した費用の２３％に相当する額（３０
修　　０，０００円を限度とする市長が定める額を限度）
」とする。

附　則（平成１９年告示第１９９号）

この告示は、公布の日から施行する。

附　則（平成２１年告示第２４５号）

（施行期日）

１　この告示は、平成２１年９月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされる申請に係る補助金の交付について適用し、同日前になされた申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附　則（平成２２年告示第３８７号）

（施行期日）

１　この告示は、平成２３年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされる申請に係る補助金の交付について適用し、同日前になされた申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附　則（平成２３年告示第９９号）

（施行期日）

１　この告示は、平成２３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされる申請に係る補助金の交付について適用し、同日前になされた申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附　則（平成２４年告示第１２４号）

（施行期日）

１　この告示は、平成２４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示による改正後の越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後になされる申請に係る補助金の交付について適用し、同日前になされた申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附　則（平成２７年告示第１０６号）

（施行期日）

１　この告示は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、第１条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第５条第１号及び第３号の規定は、この告示の施行の日以後になされる申請に係る補助金の交付について適用し、同日前になされた申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附　則（平成２８年告示第１２５号）

（施行期日）

１　この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第５条第１号及び第３号の規定は、この告示の施行の日以後になされる申請に係る補助金の交付について適用し、同日前になされた

申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附　則（平成３０年告示第１３３号）

（施行期日）

１　この告示は、平成３０年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第５条第１号の規定は、この告示の施行の日以後になされる申請に係る補助金の交付について適用し、同日前になされた申請に係る補助金の交付については、なお従前の例による。

附　則（令和３年告示第１０４号）

この告示は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和３年告示第１８７号）

（施行期日）

１　この告示は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの要綱の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

（施行期日）

附　則（令和４年告示第１２２号）

この告示は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、現に改正前のそれぞれの要綱の様式の規定により作成されている用紙は、改正後のそれぞれの要綱の様式の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

（施行期日）

この告示は、令和５年４月１日から施行する。

第１号様式（第６条関係）

越谷市既存建築物耐震改修補助金交付申請書

年　　月　　日

越谷市長　宛

住　　所
申請者　氏　　名
電話番号

越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第６条の規定により、耐震改修補助金の交付を申請します。

建築物概要	所在地	越谷市
	用途	□　一戸建て住宅　　□　兼用住宅　　□　マンション
	構造	□木造在来工法　□鉄骨造　□鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　□その他（　　）
	規模	地上　　階建　・　延べ面積　　㎡ （マンションの場合で居住の用に供する部分の床面積の合計　　㎡）
	建築年月日	年　　月
	耐震診断総合評点	
耐震改修種別	□　一般耐震改修　　□　簡易耐震改修　　□　マンション耐震改修	
添付書類	□　耐震診断結果報告書　□　耐震改修工事計画書　□　耐震改修工事見積書 □　登記事項証明書、固定資産評価証明書等のマンションの区分所有者及び建築年を証明する書類（マンション耐震改修のみ） □　住戸の区分所有者の３分の２以上が現に居住していることが確認できる書類（マンション耐震改修のみ） □　管理組合の集会において耐震改修工事の実施に係る決議がなされていることを証明する書類（マンション耐震改修のみ） □　耐震改修工事の公的機関等の判定結果書（マンション耐震改修のみ） □　その他（　　）	

	受付欄

第２号様式（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

越谷市既存建築物耐震改修補助金交付適合通知書

様

越谷市長　　印

年　　月　　日付けで申請のあった耐震改修補助金の交付申請について、交付要件に適合していると認めるので、越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第７条第１項の規定により、通知します。

記

１　交付金額等

⑴　耐震改修工事完了後に提出される完了報告書を審査し、耐震改修が適正に実施されたと認められるときは、補助金の交付額を決定し補助対象者に通知します。

⑵　補助金の交付額は、次のとおりとなります。（100円未満切捨て）

ア　一般耐震改修　一般耐震改修に要した費用※1の23%に相当する額
（500,000円（昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間の耐震基準に基づき建築されたものにあっては、300,000円）を限度）
※１　一般耐震改修に要した費用については、消費税及び地方消費税相当額を除くものとします。

イ　簡易耐震改修　簡易耐震改修に要した費用※2の23%に相当する額
（200,000円を限度）
※２　簡易耐震改修に要した費用については、消費税及び地方消費税相当額を除くものとします。

ウ　マンション耐震改修　マンション耐震改修に要した費用※3の23%に相当する額
（マンションの住戸の戸数に200,000円を乗じて得た額を限度）
※３　マンション耐震改修に要した費用については、消費税及び地方消費税相当額を除くものとし、住宅の用に供する部分の床面積の合計に１㎡当たり 49,300 円（免震工法等特殊な工法による場合は１㎡当たり 82,300 円）を乗じて得た額を限度とします。

２　交付条件等

⑴　耐震改修工事については、本通知書受領後、速やかに越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第７条第３項の規定により、工事請負契約を締結してください。

⑵　補助対象者は、耐震改修工事完了後１月以内に越谷市既存建築物耐震改修完了報告書（第６号様式）に、必要書類を添付して市長宛に提出してください。

⑶　補助対象者は、耐震改修工事の内容に変更等があった場合は、速やかに越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第８条の規定による届出を行ってください。

第３号様式（第７条、第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

越谷市既存建築物耐震改修補助金交付不適合通知書

様

越谷市長　　印

年　　月　　日付けで申請・報告のあった耐震改修補助金の交付について、審査の結果、下記の理由により交付要件に適合していないと認められますので通知します。

記

理由

第３号様式の２（第７条関係）

越谷市既存建築物耐震改修契約締結報告書

年　　月　　日

越谷市長　宛

住　　所
報告者　氏　　名
電話番号

年　　月　　日付けで補助金交付適合通知を受けた耐震改修に係る契約を締結したので、越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第７条第３項の規定により、下記のとおり報告します。

記

１　耐震改修契約締結年月日

２　添　　付　　書　　類　　耐震改修に係る工事請負契約書の写し

第４号様式（第８条関係）

越谷市既存建築物耐震改修内容変更届

年　　月　　日

越谷市長　宛

住　　所
届出者　氏　　名
電話番号

年　　月　　日付け補助金交付適合通知書により認められた耐震改修の内容を事情により変更しましたので、越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第８条第１項の規定により、届け出ます。

建築物	名称	
	所在地	越谷市
補助金交付適合通知番号		年　月　日　第　号
耐震改修の内容の変更の概要		
変更前の耐震改修費用の予定額		
変更後の耐震改修費用の予定額		

	受付欄

第５号様式（第８条関係）

越谷市既存建築物耐震改修取りやめ届

年　　月　　日

越谷市長　宛

住　　所
届出者　氏　　名
電話番号

年　　月　　日付け補助金交付適合通知書により認められた耐震改修を事情により取りやめましたので、越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第８条第２項の規定により、届け出ます。

建築物	名　　称	
	所　在　地	越谷市
補助金交付適合通知番号		年　　月　　日　　第　　号
取りやめの理由		
		受付欄

第６号様式（第９条関係）

（表）

越谷市既存建築物耐震改修完了報告書

年　　月　　日

越谷市長　宛

住　　所
報告者　氏　　名
電話番号

年　　月　　日付けで補助金交付適合通知を受けた耐震改修工事が完了したので、越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第９条第１項の規定により、報告します。

<table>
<tr><td colspan="2">補助金交付適合通知番号</td><td colspan="4">年　　月　　日・第　　号</td></tr>
<tr><td rowspan="5">建築物概要</td><td>所在地</td><td colspan="4">越谷市</td></tr>
<tr><td>用途</td><td colspan="4">□　一戸建て住宅　　□　兼用住宅　　□　マンション</td></tr>
<tr><td>構造</td><td colspan="4">□木造在来工法　□鉄骨造　□鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造　□その他（　　）</td></tr>
<tr><td>規模</td><td colspan="4">地上　　階建　・　延べ面積　　㎡
（マンションの場合で居住の用に供する部分の床面積の合計　　㎡）</td></tr>
<tr><td>建築年月日</td><td colspan="4">昭和　　年　　月</td></tr>
<tr><td colspan="2">耐震診断総合評点</td><td>改修前</td><td></td><td>改修後</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">工期</td><td colspan="4">年　　月　　日から　　年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">添付書類</td><td colspan="4">□　耐震改修工事施工箇所の写真
□　耐震改修工事を行った建設業者の建設業許可書の写し（一般耐震改修及びマンション耐震改修のみ）
□　耐震改修工事に係る工事請負契約書の写し（契約の変更が生じた場合に限る。）
□　耐震改修工事費用内訳書</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">備考</td><td colspan="3" rowspan="2"></td><td>受付欄</td></tr>
<tr><td></td></tr>
</table>

（裏）

補強方法及び改修箇所	
1．耐震壁の増設 □ 筋かい設置　　ヵ所・□ 構造用合板設置　　ヵ所・□ その他　　ヵ所 （具体的な補強方法：　　） 2．金物補強 □ 筋かい　　ヵ所・□ 土台　　ヵ所・□ 柱・はり　　ヵ所 □ その他　　ヵ所（具体的な補強方法：　　） 3．基礎補強 □ 新設　　m・□ 増打ち　　m・□ べた基礎　　㎡ 4．屋根材の葺き替え 材料：　　／　葺替え面積　　㎡ 5．床補強 □ 構造用合板　　㎡・□ 火打ちはり　　ヵ所・□ その他　　ヵ所 （具体的な補強方法：　　） 6．劣化度による改修 （部位：　　） 7．その他の補強方法 （部位：　　） （部位：　　） （部位：　　） （部位：　　）	
工事施行者の所見	

この補強方法及び改修箇所は、事実に相違ありません。

年　　月　　日

住　　所
会 社 名
工事施工者　氏　　名
電話番号
建設業の許可　大臣・知事（　　）第　　号
（法人にあっては、その事務所の所在地･名称･代表者氏名）

第７号様式（第９条関係）

第　　号
年　　月　　日

越谷市既存建築物耐震改修補助金交付額決定通知書

（補助対象者）
様

越谷市長　　印

年　　月　　日付けで完了報告のあった耐震改修について、越谷市既存建築物耐震改修補助金交付要綱第９条第３項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

耐震改修補助金交付額	金　　円

第１号様式（第６条関係）

第２号様式（第７条関係）

第３号様式（第７条、第９条関係）

第３号様式の２（第７条関係）

第４号様式（第８条関係）

第５号様式（第８条関係）

第６号様式（第９条関係）

第７号様式（第９条関係）